

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	個人住民税の公的年金等からの特別徴収実施に伴う外部結合について
--------	---------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第17条第1項第4号（電子計算機の外部結合）

(担当部課： 総務部 税務 課
担当係 課税調整係 担当者 明 庭 内線 (2724)

事業の概要

事業名	個人住民税の公的年金等からの特別徴収
担当課	総務部税務課
目的	地方税法の定めにより、公的年金等受給者の納税の便宜を図るとともに、区における徴収の効率化を図るため
対象者	住民税納税義務者のうち前年中に公的年金等の支払を受けた者であって、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の者。ただし、老齢等年金給付の年額が18万円未満である者、特別徴収の方法によって徴収することとした場合に老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者等は対象としない。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 徴収する税額 特別徴収の対象税額は、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額。 2. 対象年金等 特別徴収の対象年金等は、老齢基礎年金等。 3. 特別徴収義務者 特別徴収義務者は、老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という）とし、老齢等年金給付の支払をする際に徴収した税額をその徴収した月の翌月の10日までに区に納入する義務を負う。 4. 特別徴収に係る通知 年金保険者及び区は、特別徴収を行うにあたって、老齢等年金給付の年額、特別徴収対象税額等の情報について、経由機関を通じて通知する。 5. 徴収の方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 上半期の年金等支給月（4月、6月、8月）ごとに、前年度の下半期の特別徴収額の三分之一を仮徴収する。 (2) 下半期の年金等支給月（10月、12月、2月）ごとに、年税額から当該年度の上半期の特別徴収額を控除した額の三分之一を本徴収する。 (3) 特別徴収を新たに開始する年度は、上半期を普通徴収、下半期を特別徴収により徴収する。 6. 各種通知の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 年次処理 <ol style="list-style-type: none"> ① 公的年金等支払額報告書の通知（年金保険者→経由機関→区） 年金保険者は、当該年の1月1日を基準日とし、年金等受給者に対する前年の公的年金支払額等を確定し、当該情報を経由機関を通じて当該年の1月31日までに区へ通知する。 ② 特別徴収対象者の通知（年金保険者→経由機関→区） 年金保険者は、当該年の4月1日を基準日とし、年金受給者原簿から特別徴収対象者を抽出し、当該情報を経由機関を通じて当該年の5月25日までに区へ通知する。 ③ 特別徴収依頼の通知（区→経由機関→年金保険者） 区は、年金保険者から通知された特別徴収対象者情報を基に、特別徴収対象年金等所得者の特定及び当該年金等所得者に係る住民税額を決定し、当該情報を当該年の7月31日までに経由機関を通じて年金保険者へ通知する。また、年金保険者から通知された対象者のうち特別徴収依頼を行わない者についてもその旨を通知する。なお、経由機関を通じて行う当該通知は、仮徴収税額通知を兼ねることとなる。 ④ 特別徴収依頼処理結果の通知（年金保険者→経由機関→区） 年金保険者は、区から通知された特別徴収依頼を基に住民税原簿を作成し、当該処理結果の情報を当該年の9月30日までに経由機関を通じて区へ通知する。

事業内容

(2) 定期処理

① 公的年金等支払報告の通知（年金保険者→経由機関→区）

年金保険者は、年金等の定期支払月において、区から経由機関を通じて通知された特別徴収依頼情報に基づき特別徴収処理を行い、徴収した住民税を年金等の定期支払月の翌月10日までに区へ納入する。また、当該処理結果の情報についても、年金等の定期支払月の翌月10日までに経由機関を通じて区へ通知する。

(3) 月次処理

① 特別徴収中止の通知（区→経由機関→年金保険者）

区は、特別徴収対象年金等所得者が死亡・転出等や、特別な事情により特別徴収を中止する場合、当該情報を毎月20日までに経由機関を通じて年金保険者へ通知する。

② 特別徴収中止処理結果の通知（年金保険者→経由機関→区）

年金保険者は、区から通知された特別徴収中止情報に基づき処理を行い、当該処理結果の情報を処理月の翌月（特別徴収中止の通知が行われた月の翌々月）10日までに経由機関を通じて区へ通知する。

別紙(電子計算機の外部結合関係)

- ◆1. 外部との結合(第17条第1項第4号関係)・・・諮問事項
- ◇2. 法令等に基づく外部との結合(第17条第1項第2号関係)・・・事後報告
- ◇3. 緊急の場合の外部との結合(第17条第1項第3号関係)・・・事後報告

件名 個人住民税の公的年金等からの特別徴収実施に伴う外部結合について

保有課 (担当課)	総務部税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	<p>対象者は事業概要のとおり 情報項目：レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、媒体コード、特別徴収制度コード、作成年月日、年金保険者用整理番号1、年金コード、生年月日、性別、カナ氏名、漢字氏名、郵便番号、カナ住所、漢字住所、各種区分、処理結果、各種年月日、各種金額1、各種金額2、各種金額3、年金保険者用整理番号2 ※各種金額欄には、年税額及び期割の徴収税額初回分2回目以降分が記録される。</p> <p>公的年金等支払金額、源泉徴収額、本人障害者区分、控除対象配偶者の有無等、扶養親族の数、障害者の数、社会保険料の金額、適用、支払年分</p>
結合の相手方	社団法人 地方税電子化協議会
結合する理由	<p>地方税法の改正により、平成21年10月より開始される個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度を導入する際、特別徴収依頼等の各種通知を交換するため指定された方法である。また電子化により迅速なデータ交換とセキュリティの確保が見込まれるため、本方式により電子計算組織の外部結合を行う。</p>
結合の形態	LG-WAN回線を使用したデータの送受信
結合の開始時期と期間	平成21年1月下旬から 以降継続
情報保護対策	<p>電子計算組織の結合にあたっては、「新宿区個人情報保護条例」を厳守し、以下のとおり保護措置を講じる。</p> <p>(1)使用するパソコンは伝送専用とする。</p> <p>(2)操作者を限定し、パスワードで確認措置を行い適正な操作権限を持っているかチェックを行う。</p> <p>(3)「新宿区情報セキュリティ規則」を厳守する。</p> <p>LG-WANの講じる保護措置は以下のとおりである。</p> <p>(1)電子署名の付与</p> <p>(2)文書の盗用防止</p> <p>(3)受領/否認の確認</p> <p>(4)安全な鍵管理</p>